

協定書

一般社団法人 日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2017年度（平成29年度）の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

1. 雇用基盤と港湾労働の安定について

- (1) 認可料金制度の復活は、労使の政策課題として認識し、その目的達成に向け協議する。
- (2) コンテナターミナルゲート業務に係る問題については、ターミナル毎の現状に照らし、港運事業者の業域並びに港湾労働者の職域拡大等の観点から地区あるいはターミナル毎にそのあり方等の検討機関（地区等の実情に応じた組織）において協議する。
- (3) 三島川之江港の指定港化については、まず当該地区の協議を優先し、中央・地区が一体となって国土交通省に対し、早期に実現出来るよう申し入れる。
- (4) 6 大港における港湾荷役現業における原則「日雇不使用協定」の意義について理解すると共に、引き続き各企業に対し周知・徹底を図る。
- (5) 「港湾倉庫」及び「特定港湾倉庫」に係る秩序維持の問題は、事前協議制度の適正な運営の実施と共に、その運営実態等について地区事前協議会あるいは雇用対策委員会による、パトロールを行う等、チェック体制の徹底を図る。
- (6) 港湾労働法の「全国適用」について、日港協としてその必要性を理解する。また、「全職種適用」については「港労法問題労使検討委員会」において必要に応じ協議する。
- (7) インランドデポなどのドライポートの拡大に係る問題については、地区毎に地理的実情等が異なることから、雇用対策委員会等を活用してその対応を協議する。

なお、上記（2）（5）（7）について地区等の協議経過を踏まえ、必要に応じ労使政策委員会が関与する。

2. 船社のアライアンスの再編などによる港湾への影響に対する措置について

労使は船社アライアンスの再編などによる港湾への影響に対する措置について、2017年3月1日付議事録確認に基づき、中央・地区事前協議制度の運用強化を図り、雇用と職域の確保に努める。

3. 賃金・労働条件の向上／産別協定の改定について

- (1) 産別制度賃金について
 - ① 日港協は2016年（平成28年）11月10日付協定第1項を遵守すると共に、既存の産別賃金制度について認める。
 - ② 産別最低賃金について各企業は、それぞれの企業労使間において協議し合意を得た金額を遵守する。

③ 産別賃金制度の取扱いについては、引き続き協議する。

(2) 関連專業の労働環境整備については、引き続き日港協整備部会と関係労働組合との協議を行う。

4. 春闘協定等に基づく継続課題について

(1) 駿河地区・博多地区・鹿児島地区・沖縄地区は、中央産別協定を尊重し、当該協定に係る問題並びに地区における共通の業域・職域について協議を進める。なお、地区団交権の問題については、上記4地区に限らず他地区においても1972年(昭和47年)6月8日付協定に基づき引き続き誠意を以て協議する。

四国地区は、地区労使協議体制の確立が図れるよう中央・地区労使が一体となって、その促進を図る。

(2) 定年延長の問題については、賃金・労働時間問題専門委員会において、雇用延長の実態調査や制度導入の問題点などについて、年内を目途に調査研究を行い、その報告をもって労使政策委員会で協議する。

(3) 6大港船内・沿岸職種においては、時間外基礎分母を149時間とする。

その他の港湾・職種においては、2014年(平成26年)協定に基づき、各社の実施計画とは別に本年度1時間を減じる。

5. 検査事業者に係る「指定事業体」について

「指定事業体」に係る4検査機関の共通問題については、既存の「検数・検定小委員会」にて協議する。なお、その協議経過を踏まえ、必要に応じ、労使政策委員会が関与する。

6. 安全・安心の港湾の確立について

労災補償制度、熱中症対策については中央安全専門委員会で引き続き協議する。なお、フレキシブルバッグ使用の「液体輸送」事故については事態を重視し、必要な措置をとるべく早急に同専門委員会で検討する。

以上

2017年(平成29年)4月6日

一般社団法人 日本港運協会

会 長 久保昌三

全国港湾労働組合連合会

中央執行
委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟

会 長 新屋 義 信